

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2017年度 事業計画

2016年12月

I. はじめに

国際社会では 2016 年より持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みが始まった。セーブ・ザ・チルドレンも「2030 年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、今後 15 年間、セーブ・ザ・チルドレンは最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、予防可能な原因で 5 歳未満の子どもが死亡することがなくなること、全ての子どもが質の高い基礎教育を受けられること、子どもへの暴力が許容されない社会になっていることなどの課題解決を進めていく。

課題解決に向けての具体的な方針として、セーブ・ザ・チルドレンは 2016-18 中期戦略を策定し、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンについても、3 年間の中期戦略をとりまとめた。この戦略期間にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが目指す方向性は下記に記載されている。

2018 年までのセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのビジョン (2016-18 年中期戦略より)

- 「子どもの権利」に関わる課題に先駆的に取り組む国際 NGO として、子どもの権利推進において日本の市民社会をリードする存在となっている。
- 国内外を問わず、特に困難な状況にあり権利を侵害されている子どもたちへの支援にフォーカスする。
- 特に困難な状況にあり権利を侵害されている子どもの課題解決に向けて、子どもの権利基盤型アプローチを通じて、権利の主体者である子どもたちとともに課題の根本的・構造的解決に取り組んでいる。
- 子どもの権利に関わる課題解決に向けた対等なパートナーとして、多くの個人、法人、政府、財団からの幅広い支持と信頼をもとに継続的な寄付を拡大し、組織の戦略に基づく事業実施に適した多様で安定した財源を確保している。
- 中長期的な戦略に基づき、組織運営に適した人材が配置・育成され、効率的かつ効果的な組織運営がなされている。
- 組織内の多様性が尊重され、一人ひとりが働きやすい環境の中で、職員自らが能力・専門性を高め、変革をもたらす主体者として、自発的に組織の成長に寄与できている。

II. 2017 年活動計画概要

2017 年度事業計画は、前述の 2016-18 年中期戦略に基づいて策定された。また、戦略の初年度となる 2016 年事業計画実施の中間振り返りの結果も反映し、2017 年度の事業を計画した。2017 年度の重点テーマに関わる事業実施計画概要と組織運営に関わる優先課題は以下の通り。

A. 重点テーマによる事業実施計画

優先課題 1 重点分野・地域への集中強化

1.1 子どもの権利基盤型アプローチ、ならびにこれまでの経験・知見に基づき、重点分野・地域において、特に困難な状況にあり、権利を侵害されている子どもへの支援を強化する

【重点テーマ】

1 海外事業

1) 重点テーマ

教育、子どもの保護、保健・栄養、防災を主な活動分野とし、それぞれのセクターにおいて、セーブ・ザ・チルドレンのより統合的なプログラミングの導入の流れに沿いながら、事業の形成、実施にあたる。

- **教育**については、就学前教育と基礎教育を重視し、特に就学前教育については、モンゴルの世界銀行案件のグッド・プラクティスを今後、継続、普及させるような具体的な取り組みを行う。
- **子どもの保護**分野では特に紛争地域・ポスト紛争地域における子どもと青少年の保護の活動を継続、強化する。
- **保健・栄養**については、母子保健、栄養、保健システムの強化を中心とした活動を行う。
- **防災**分野については、アジア地域及びアフリカ地域の活動を継続する。

2) セーブ・ザ・チルドレングローバル・キャンペーンとの連動

- セーブ・ザ・チルドレンのグローバルな動きである「2030 年までに子どもたちのために達成したいこと」、および 2016 年に開始したグローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD (最後の一人の子どもを取り残さない)、3 つのブレイクスルーに沿った事業の形成、実施、実績のエビデンス化と共有を強化する。
- 少数民族の子ども、障がいのある子ども、紛争下におかれた子ども、社会文化的に差別されている子どもたちへの支援は未だ量的にも質的にも十分ではなく、これらの子どものニーズ、実態に見合ったきめ細かな事業形成と実施を実現する。

2 国内事業

1) 子ども虐待の予防

1-1) 国および東北・首都圏の自治体がつ法律・政策に「子どもの体とところを傷つける罰」の

明示的禁止の法制化を実現するため、政策提言活動を実施する。

1-2) 東北・首都圏の一般市民、養育者と子ども・養育者支援者が、「子どもの体とこころを傷つける罰」を禁止すべき理由、および、代替案について共鳴するために、啓発活動を行う。

1-3) 東北・首都圏において、行政や民間の子育て支援団体とともに、たたかない、怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の18時間版を実施する。

2) 子どもの貧困問題の解決

2-1) 東北および熊本において、子どもの貧困が改善されるように、高校生への給付型奨学金事業や給付型緊急子どもサポート事業等を実施する。

2-2) 市民社会が子どもの貧困を社会の課題としてとらえることができるようにするために、前述の事業の対象者をはじめ様々な形で調査を実施すると同時に、子どもの貧困解決に向けた啓発活動を実施する。

2-3) 子どもの貧困に関する政策・施策の不足点の一部が当事者の声をもとに整備されるように、国や対象地域の自治体に対する政策提言活動を実施する。

3) 緊急・復興支援および災害時の心理社会的支援

3-1) 東日本大震災復興支援フォローアップ事業

①教育：水産高校への給付型奨学金の支給を継続して実施する。

②子どもにやさしい地域づくり：石巻市子どもセンター、および、山田町ふれあいセンターの建設・運営サポートを実施する。

③子ども向け放射能リテラシーハンドブック「みらいへのとびら」を福島県の事業対象地域の子どもに配布し、ハンドブックを活用した放射能リテラシーワークショップの普及体制の強化を図る。

3-2) 熊本地震復興支援

東日本大大震災復興支援事業の経験・知見を生かし、①被災地域の子どもや養育者が日常性を回復でき、②復興プロセスにおいて子どもたちが意見表明できるようにするために、防災、教育、子どもの貧困、子どもの保護、子ども参加の枠組みで支援活動を実施する。

3-3) 鳥取地震復興支援

給食センターの被災のため給食の提供ができない状況にある倉吉市内の小中学校の子どもたちに対し、東日本大大震災および熊本地震復興支援事業の経験・知見を生かし、給食センターが復旧するまでの間、倉吉市内の小中学生が栄養価のある給食を食べることができるよう支援を行う。

3-4) 今後想定される災害等への緊急・復興支援

将来的に起こりうる自然災害等への緊急対応、および、復興支援を実施する。東日本大大震災および熊本地震復興支援事業等の経験・知見を生かし、被災の状況や規模に応じて、

「こどもひろば」の実施、子ども・養育者向け物資支援、教育施設や子ども支援施設への支援、防災意識向上のための支援、子ども参加の機会創出などを実施する。

3-5)災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上

災害時の子どもに対する心理社会的支援が、地域の防災計画に盛り込まれるよう、「子どものための心理的応急処置」(PFA) および「こどもひろば」(CFS)の普及を実施する。

- 3 上記重点テーマの事業実施に関し、その質とインパクトを高めるための、具体的な基準・施策・仕組みの強化
- ・子ども権利基盤型プログラミング、子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり、裨益者の適切性、グローバルな動きとの連動の観点を含む事業の事前審査、モニタリング、評価（中間・最終）に関するセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン内共通および各部の基準、プロセスを策定する。

優先課題 2：緊急人道支援対応能力の構築と支援の実施

- 2.1 国内外での大災害に備えて、これまでの緊急人道支援の経験・知見を基に、部署横断的な緊急対応準備計画を改訂し、組織内での共有・浸透を図る
- 2.2 平常時から人材を確保・育成し、セーブ・ザ・チルドレンの実施する緊急人道支援事業への人的貢献を含め、質の高い緊急人道支援を迅速に遂行する能力を高める。また、海外での緊急人道支援に効率的、効果的に資金提供を行う

優先課題 3：特に困難な状況にあり、権利を侵害されている子どもの権利の実現が政策上優先され、また、より多くのリソースが配分されるように、ステークホルダーへの働きかけの強化

- 3.1 セーブ・ザ・チルドレンのグローバル戦略およびグローバル・アドボカシー戦略のプライオリティに沿い、セーブ・ザ・チルドレン他メンバーおよび国内各種アドボカシーネットワークとの連携のもと、政策決定者および政策に影響力を持つステークホルダーへのインパクトを向上し、国際および国レベルにおいて、特に最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを優先する政策や方針に向けた転換をもたらす。特に以下のテーマおよび機会を中心とする：

(重点テーマ)

1. SDGs 実施に向けたアドボカシー
日本政府の SDGs 実施に向けた政策策定、資金拠出、国内体制構築、各プロセスにおける市民参加、説明責任の向上等、また SDGs に関する普及・啓発
2. 保健援助政策に関するアドボカシー
日本政府のユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた政策・支援の強化、ODA 増額、援助効果の向上等
3. 栄養援助政策に関するアドボカシー
CIFF の事業助成により、日本政府の栄養改善に関する政策・支援の明確化・強化、ODA 増額、

説明責任の向上等、マルチステークホルダーによる連携促進等。

4. 教育援助政策に関するアドボカシー

日本政府の教育分野に対する政策・支援、特に紛争下の教育支援に対する政策・支援の強化、ODA 増額、援助効果の向上等

5. シリア他人道危機・難民課題に関するアドボカシー

シリア他人道危機・難民課題に対する日本政府の政策・支援の強化、ODA 増額、和平プロセスへの貢献等。

(重点機会)

G7 シチリア・サミット (5 月)、G20 ハンブルグ・サミット (7 月)、ハイレベル政治フォーラム (7 月)、国連総会 (9 月)

3.2 新グローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD のテーマ「生きる、学ぶ、守られる – 最も脆弱な立場に置かれた子どもを誰一人取り残さない」をベースに、SDGs の実施全般にむけたアドボカシー、および、不平等・格差是正、保健、栄養、教育、人道支援などの各テーマにおいて最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの課題にフォーカスした政策提言、啓発、発信活動を行う

3.3 グローバル・レベルおよび国レベルのアドボカシーにおいて、セーブ・ザ・チルドレンの現場の事業との効果的な連携を図り、事業の知見やエビデンスを最大限活用し、政策転換へのインパクトを向上させる

B. 優先課題に基づく組織運営計画

2017 年度の組織運営に関しては、より高い実行能力を備えた組織の構築を目指す。

優先課題 1 : 資金調達の強化と多様化

1.1 データとその分析に基づいた、寄付拡大のための効率的なファンドレージング戦略策定・実施を継続する

1.2 寄付受け入れの基準によるデューデリジエンス (適正評価) プロセスを確立し、子どもの権利推進団体としてのセーブ・ザ・チルドレンの社会的信頼を損なうことのないドナー獲得を一層強化する

1.3 子どもを取り巻く課題解決に向け、子どもの権利の尊重・推進に責任をもち、法人ドナーとの対等なパートナーシップをさらに強化する

優先課題 2 : 高い実行能力を備えた組織の構築

2.1 効率的かつ効果的な組織プロセスの改定・導入によって組織としての実行能力を高める

2.2 システム化された財務分析とそれにもとづく財政管理改善を促進し、より適切な組織運営をする

2.3 緊急事態に備え、事業継続計画の定期的なレビュー、緊急時を想定した各種シミュレーションを実施する

2.4 子どもにとって最も有効な事業を実施するために、組織内外の知見を事業・組織運営に取り入れる。また、組織としての知見を積極的に発信する

優先課題 3 : セーブ・ザ・チルドレンの国際ブランドを活用し、子ども支援専門の国際 NGO としての信頼性ならびに他の国内外の子ども支援団体との比較優位性を高め、認知を高める

優先課題 4 : 真にグローバルなガバナンス、組織、文化の浸透

4.1 セーブ・ザ・チルドレンのビジョン・ミッション実現に向けたコミットのある、能力の高い、多様な人材の確保、能力強化

4.2 全ての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意思決定を行う

4.3 多様性がより尊重される組織文化を醸成する

III. 2017 年度実施予定事業一覧

A. 海外事業

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
東南アジア地域				
ベトナム	北部ベトナム栄養改善事業	保健・栄養	イエンバイ省及びソンラ-省	世界銀行、個人
	中部高原地帯における少数民族の妊産婦と新生児のための保健システム強化事業	保健・栄養	ダクラク省	企業、個人
	メコンデルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業	防災（災害リスク軽減）	ドンタップ省	外務省、個人
ミャンマー	カチン州における地域に根差した母子保健システム強化支援事業	保健・栄養	カチン州、バゴ-地域	外務省、企業、個人
	カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育支援事業	子どもの保護・教育	カレン州	外務省、個人
	バゴ-地域チャウチ-タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	保健・栄養	バゴ-地域	JICA、個人
	少数民族居住地域における妊産婦と新生児のための保健サービスへのアクセス向上事業	保健・栄養	バゴ-地域	企業、個人
インドネシア	西ジャワ州における子どもたちと青少年のための交通安全事業	防災（災害リスク軽減）	西ジャワ州バンドン	企業、個人
タイ	子どもの溺死事故予防のための参加型教育教材開発事業	防災（災害リスク軽減）	バンコク	企業、個人
北東アジア・南アジア地域				
モンゴル	新入生の学びの基礎力育成のための学校体制強化事業	教育	ウランバートル市	外務省、個人
	モンゴル遠隔地における最も不利な状況に置かれた子どもたちのための基礎学力向上支援事業	教育	ドルノド県、スハバートル県、アルハンガイ県、ウブールハンガイ県	世界銀行、企業、個人

	モンゴルにおける要保護児童支援制度の改善及び強化事業	子どもの保護	ウランバートル市、アルハンガイ県	JICA、個人
	ソーシャル・サーカス支援事業	子どもの保護	ウランバートル市	企業、個人
インド	インド教育支援事業「すべての子どもたちに質の高い教育を」	教育	テランガナ州	企業、個人
中近東地域				
レバノン	レバノンにおけるシリア難民青少年支援事業	緊急・人道支援（子どもの保護）	ベイルート県、バカー県	JPF、個人
イエメン	イエメンにおける緊急支援事業（予定）	緊急・人道支援（教育、子どもの保護）	イエメン国内	JPF、個人
アフリカ地域				
ウガンダ	ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業	防災（災害リスク軽減）	西部カセセ県	外務省、個人
	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドongo県における南スーダン難民の子どもに対する緊急支援事業	緊急・人道支援（子どもの保護）	北部アルア県、アジュマニ県、キリヤドongo県	JPF、個人
タンザニア	就学前教育支援事業（予定）	教育	ムボジ郡	企業、個人

B. 国内事業

支援事業分野、事業名		財源
子ども虐待の予防		
	-たたかない、怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」プログラムの普及	個人、企業
	-あらゆる場面での体罰禁止に向けた社会啓発活動	個人、企業
	-あらゆる場面での体罰禁止に向けた政策提言	個人、企業
	-体罰禁止に向けた関係者とのネットワーキング	個人、企業
子どもの貧困問題解決		
	-高校生へ給付型奨学金の提供	個人、企業
	-小中学生へ給付金等を提供する給付型緊急子どもサポート	個人、企業

-子どもの貧困に関する調査	個人、企業
-子どもの貧困解決に向けた社会啓発活動	個人、企業
-子どもの貧困解決に向けた政策提言	個人、企業
-子どもの貧困関連団体とのネットワーキング	個人、企業
緊急・復興支援および災害時の心理社会的支援	
東日本大震災復興支援フォローアップ事業	
-水産系高校への給付型奨学金の提供	企業
-石巻市子どもセンター運営サポート	個人、企業
-山田町ふれあいセンター運営サポート	個人、企業
-放射能リテラシーハンドブックの普及	個人、企業
-国際子ども防災センター(CCDRR) ライブラリー運営等	個人、企業
熊本地震復興支援事業	
-小中学校への給食支援	個人、企業
-学校等への防災備品支援	個人、企業
-学校活動等への支援	個人、企業
-小中学生へ給付金等を提供する給付型緊急子どもサポート	個人、企業
-給付型奨学金の提供	個人、企業
-学童保育・保育所等への支援	個人、企業
-子どもの参加によるまちづくり支援	個人、企業
鳥取地震復興支援事業	
-倉吉市小中学校給食支援	個人、企業
災害時の子どもに対する心理社会的支援能力の向上	
-子どものための心理的応急処置（PFA）指導者育成	個人、企業
-PFA 研修の実施	個人、企業
-「こどもひろば」（CFS）研修の実施	個人、企業
事業モニタリングと評価	個人、企業

C. アドボカシー

事業名	財源
SDGs 実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発	個人、企業

グローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD の展開、「最も脆弱な立場に置かれた子どもたち」に焦点を置いたアドボカシーと啓発	個人
保健援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	個人
栄養援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	助成金
教育援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	個人
シリア他人道危機の政策・支援の強化に関するアドボカシー	個人
「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化	個人、企業